

2021年9月

電子署名を活用したデジタル化の最新事情及び今後の課題

弁護士 宮川 賢司 / 弁護士 石黒 瑠璃 / 弁護士 一圓 健太 /
弁護士 望月 亮佑 / 弁護士 古橋 咲希 / 弁護士 松本 健

2021年9月にデジタル庁が発足し、デジタル化関連法が同年5月12日に成立するなど、企業のデジタル化を支える法整備(書面押印対面規制の緩和)が急速に進んでいる。また、同年6月18日に規制改革推進計画が閣議決定され、行政手続の完全デジタル化、医療分野のデジタル化、民事執行手続等のデジタル化の方向性が決定されるなど、デジタル化の影響は社会全体に及びつつある。新型コロナウイルス感染症対策のみならず、在宅勤務等による働き方改革、業務効率化、企業の競争力強化等、デジタル化がもたらすメリットは大きい。一方で、サイバー空間への依存度が高まる中でサイバー攻撃によるリスクが顕在化するなど、デジタル化のリスクも認識されつつある。また、デジタル化により業務効率化が進む一方、成りすましリスクなどへの対処も必要となる。

本ニュースレターでは、企業のデジタル化を後押しする法制等について解説するとともに、デジタル化の今後の課題について検討する。

1. 企業法務デジタル化

(1) 契約デジタル化

2020年中に法務省等により3つのQ&A(電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」という)第3条についてのQ&A¹(「以下3条Q&A」という。)など)が公表され、電子署名(特に、事業者型電子署名²)を利用した電子契約の証拠力については一定の解決策が示されたといえる。例えば、金融庁は、2020年12月25日、「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」(以下「金融庁論点整理」という。)を公表し³、事業者

¹ 3条Q&Aの詳細については、2020年12月当事務所発行Newsletter「電子契約・電子署名の活用に関する諸問題(契約実践編)-法人間で締結される電子契約の証拠力を中心に」(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins14_pdf/201130.pdf)4頁以下参照。

² 「事業者型電子署名」について法律上の厳密な定義はないが、「契約当事者の指示に基づき、電子署名業者の署名鍵により暗号化等を行う電子署名サービスであり、クラウドサービス上で電子署名の管理及び電子署名の付与を行う形式」をいうものとして論じる。

³ 論点整理の詳細については、金融庁2020年12月25日公開・第9回「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」配布資料(https://www.fsa.go.jp/singi/shomen_oin/shiryou/20201225.html)参照。

型電子署名について、「本人確認等が厳格に行われるローカル署名型等と比べて、法的効力の面（電子契約の成立の真正に関する推定効力を定める電子署名法第3条の適用の有無の面）では相違がないと言い得る環境が整備された」と指摘する⁴。一方で、同論点整理において、法人間のローン契約について、電子契約の証拠力や担当者の権限確認など各種の懸念も指摘されている⁵。この点、経営法友会が2020年後半に実施した企業調査の結果が「第12次法務部門実態調査」⁶として報告され、電子署名など電子契約サービスを導入している上場企業等はアンケートの結果を受領した企業中16%⁷に過ぎないという報告もあり、電子契約の普及には心理的抵抗も含めて理論面及び実務面の課題があるものと思われる⁸。

ア. 3条 Q&A を踏まえた企業間電子契約へのアプローチ

電子契約導入企業が上記の課題を克服したアプローチには様々なものが存在するが、以下に代表的なものを紹介する⁹。

- ① 契約類型化アプローチ：契約金額、相手方企業との信頼関係の有無、個人情報等の機密情報が含まれるか否か等の要素に基づき、個々の契約に関連する法的リスクを分析し、法的リスクが低い「低リスク契約類型」と法的リスクが高い「高リスク契約類型」に分ける方法である。「低リスク契約類型」に当たる契約は、紙の契約書においても認印押印以上の厳格なチェックを行わないことが多いことから、電子署名法第2条の適用が認められる電子署名（以下「2条電子署名」という。）等により電子契約を締結することで足りると考えられる。一方、「高リスク契約類型」に当たる契約は、紙の契約書においても代表者印押印が要求されるため、電子署名法第3条の適用が認められる電子署名（以下「3条電子署名」という。）等による電子契約の締結や、後述②の総合証拠化アプローチ又は③のハイブリッドアプローチを併用する等の対処方法が求められる。
- ② 総合証拠化アプローチ：契約締結時における押印又は電子署名の締結行為のみならず、契約締結前後の事情も含めて総合的に証拠化することで、電子署名自体は2条電子署名等の簡易なものを用いる方法である。この総合証拠化アプローチにおいて用いることができる「契約の有効な成立に関する証拠」の具体例としては、契約締結に関する交渉過程（電子メールのやり取り等）の証拠、契約履行状況（契約に基づく支払行為等）の証拠が挙げられる。
- ③ ハイブリッドアプローチ：基本契約書を紙ベースで締結した上で、当該基本契約書において、個別の電子契約に関する当事者双方の権限の確認等を表明保証等で合意し、個別契約を電子契約で行う方法である。このハイブリッドアプローチでは、デジタル化によるコスト削減や業務効率化を完全には実現できないことが難点ではあるが、企業間電子契約の証拠力に関する実務が確立されるまでの過渡期におけるアプローチとして有用である。

⁴ 金融庁論点整理 6 頁

⁵ 金融庁論点整理 14 頁以下

⁶ 経営法友会「第12次法務部門実態調査」中間報告（下記リンク）参照。

<https://www.keieihoyukai.jp/article?articleId=14720622>

⁷ 経営法友会が、経営法友会会員企業、公益社団法人商事法務研究会会員企業および証券取引所上場企業等 5,171 社に質問票を送付し、実際に回答を受領した企業 1,233 社のうち、16%が電子契約サービス導入済みとのこと。

⁸ これに対して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が2021年5月31日に公表した「IT-Report 2021 Spring」（下記リンク）によれば、「電子契約の普及率は67.2%に到達している」という調査結果も出ており、日本企業における電子署名・電子契約の浸透度合いについては慎重な判断を要する。

https://www.jipdec.or.jp/library/itreport/2021itreport_spring.html

⁹ 詳細については、加藤新太郎・宮川賢司「署名押印の効力と電子契約の効力の比較」ビジネス法務 2021年5月号 13頁以下、及び、宮川賢司・渡部友一郎「DXをどう生かす？ 契約と電子署名／証拠力を中心に」会社法務 A2Z2021年4月号 38頁以下参照。

イ. 契約等デジタル化を促進する法律

2021年5月12日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「デジタル社会形成整備法」という。)が成立した。デジタル社会形成整備法においては、不動産領域において特に多く残されていた押印義務が廃止され、また、書面化義務が緩和された。ただし、押印義務を廃止する一方で、記名義務・署名義務が課されていることには留意されたい。デジタル社会形成整備法は、施行までに一定の準備期間が必要なものを除き、2021年9月1日に施行されている。

以下では、デジタル社会形成整備法において見直しがなされた法律のうち、主要なものを表にまとめている。

① 押印義務の廃止

デジタル社会形成整備法によれば、不動産ビジネス領域、公認会計士等の専門領域に残っていた押印義務が廃止される。ただし、下表のとおり、記名ないし署名義務が課されることになる。

対象となる法律	対象となる書面	現行法	改正案
宅地建物取引業法第35条第5項・第7項	建物売買等の際、宅地建物取引業者が当事者に対して交付する重要事項説明書	記名押印しなければならない/記名押印させなければならない	記名しなければならない/記名させなければならない
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条第5項ほか	マンション管理事務委託の際、マンション管理者が管理組合に対して交付する重要事項説明書等	管理業務主任者をして記名押印させなければならない	記名させなければならない
不動産特定共同事業法第24条第2項ほか	不動産特定共同事業契約締結の際、不動産特定共同事業者が申込者に対して交付する、契約の内容について記載した書面等	業務管理者をして記名押印させなければならない	記名させなければならない
不動産の鑑定評価に関する法律第39条第2項	不動産鑑定業者が鑑定評価依頼者に交付する鑑定評価書	(資格を表示して)署名押印しなければならない	署名しなければならない
建物の区分所有等に関する法律第42条第3項ほか	管理者又は区分所有者による集会の議事録等	議長及び集会に出席した区分所有者の2人が署名押印しなければならない	署名しなければならない
建築士法第20条第1項、第20条の2第3項	建築士が設計を行った場合に作成する設計図書又は構造設計図書	記名及び押印をしなければならない	記名しなければならない

公認会計士法第 34 条の 12	監査法人が会社の財務書類について証明をする場合の証明書	当該証明に係る業務を執行した社員が 自署し、かつ、自己の印 を押さなければならない	署名 しなければならない
社会保険労務士法第 17 条第 3 項	社会保険労務士が作成した、労働基準監督署や公共職業安定所、年金事務所等に提出する申請書等	記名押印 しなければならない	記名 しなければならない

② 書面化義務の緩和

デジタル社会形成整備法によれば、借地借家契約等、これまで書面での作成が必須であった契約についても、電磁的記録による作成が可能となる。

対象となる法律	現行法	改正案
民法第 486 条第 2 項	-	金銭支払の受取証書に代えて、 電磁的記録 の交付を請求することができる
借地借家法第 22 条第 2 項、第 38 条第 2 項 ¹⁰	存続期間を 50 年として借地権を設定する場合、建物の築造による存続期間の延長がない等の特約をする場合には公正証書による等 書面 によってしなければならない	借地又は建物に関する特約又は契約が 電磁的記録 によってなされたときは、書面によってなされたものとみなし、同項が適用される
宅地建物取引業法第 34 条の 2 第 11 項ほか	重要事項の説明に際し、 書面 の交付をしなければならない等	書面の交付に代えて、依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を 電磁的方法 であって同項の規定による記名押印に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 72 条第 7 項ほか	重要事項の説明に際し、 書面 の交付をしなければならない等	書面の交付に代えて、管理組合の管理者の承諾を得て、管理業務主任者に、当該書面に記載すべき事項を 電子情報処理組織を使用する方法 によって交付させることができる

ウ. 2021 年規制改革推進計画

2021 年 6 月 18 日、今後の規制改革推進計画¹¹が閣議決定された。内容は多岐に渡るが、例えば、行政手続の 100%オンライン利用、商業・法人登記申請や不動産登記申請のデジタル化推進及び利便性向上、国や地方公共団体の契約におけるクラウド型の電子署名の利用の円滑化、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続のデジタル化、医療分野におけるデジタル化等、日本社会全体のデジタル化が進展することが期待される。

¹⁰ なお、「公正証書」により締結しなければならないとされる事業用定期借地権設定契約(借地借家法 23 条)については、今回の法律案による改正の対象となっていない点に留意が必要である。

¹¹ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/210618/keikaku.pdf>

(2) その他社外文書デジタル化

企業の対外的な取引においては、領収書や請求書の授受が不可欠である。従前、取引の際は紙代、印刷費及び人件費等のコストがかかっていたが、各文書のデジタル化が進むことにより、各費用の削減、また、在宅勤務による経理業務が可能となる。

ア. 領収書

民法第 486 条は、弁済者が、弁済受領者に対し、弁済と引き換えに受取証書を請求することができる旨を規定している。デジタル社会形成整備法によれば、デジタル改革の一環として、民法第 486 条第 2 項が新設されることになる。同項の新設により、弁済者は、弁済受領者に対し、金銭等支払時の領収書等の受取証書を電磁的記録で交付するよう請求できるようになり、領収書のデジタル化が実現される。また、2021 年 7 月 9 日、内閣府及び法務省は、「電子的な受取証書(新設された民法第 486 条第 2 項関係)についてのQ & A」¹²を公表しており、同項の解釈の明確化が図られている。

イ. 請求書

国税庁ホームページによれば¹³、2023 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」が導入される。

2020 年 7 月 29 日に電子インボイス推進協議会(英語名称:E-Invoice Promotion Association)(以下「EIPA」(エイバ)という)が発足し、同年 12 月 14 日、EIPA は、日本国内における電子インボイスの標準仕様を国際規格 Peppol (ペポル)に準拠し策定することを発表した。

「インボイス」とは、仕入税の控除に必要な「適格請求書」を指し、適格請求書とは、税務署長に登録した事業者である課税事業者が発行した請求書を指す。「電子インボイス制度」とは、企業が国内外の取引相手との間で電子請求書をオンラインで授受することを目指した制度である。電子インボイスの標準仕様を Peppol に準拠することで、低コストで電子インボイスを利用することが可能となり、大企業のみならず、中小企業においても電子インボイスを利用できると期待されている。

電子インボイス制度は、2019 年に消費税が複数税率となったことを受け、適正な消費税の仕入税の控除を行うことを目的としてその取組みが開始された。電子インボイス制度上の領収書を受領し保存しておくことで、免税事業者との間の取引においても仕入税額控除を受けることが可能となる。ただし、インボイス制度の利用には互換性のある電子インボイスのシステムを導入しておくことが前提となっているなど、売り手・買い手の双方に一層の業務負荷が発生する懸念が指摘されている。

また、「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」¹⁴において、企業の角印のデジタル版としての e シールが検討されており、e シール¹⁵が電子インボイス等において活用されることも期待される。

(3) 社内文書等デジタル化

¹² <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/document/210709document01.pdf>

¹³ 適格請求書等保存方式について、詳しくは国税庁パンフレット (https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_5.htm 及び <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>) 参照。

¹⁴ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/data_organization/index.html

¹⁵ 「e シール」とは、「電子文書等の発行元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書等が改ざんされていないことを確認する仕組み」をいう。

企業においては様々な文書を管理・保管する必要があるが、文書のデジタル化が進むことにより、各文書の物理的な保管場所が不要となり、かつ、情報の検索や修正、受渡し等が容易となる。以下に、社内文書等デジタル化における主要トピックを概説する。

① 会社法文書

会社法文書のうち、取締役会議事録については、出席した取締役及び監査役に署名又は記名押印義務が課せられている(会社法第 369 条第 3 項)。そして、電磁的記録により取締役会議事録を作成する場合には、各出席役員が署名又は記名押印の代わりに電子署名をすることが求められている(会社法施行規則第 225 条第 1 項第 6 号)。これは、電子署名法第 2 条第 1 項が定める電子署名法第 2 条が適用される電子署名¹⁶(以下「2 条電子署名」という)に求められるものと同等の要件である。

これに対し、株主総会議事録については、書面による作成の場合であっても、出席役員による記名押印義務はない(会社法第 318 条第 1 項)。そのため、電磁的記録により株主総会議事録を作成する場合であっても、電子署名をすることは求められていない。ただし、株主等から閲覧又は謄写の請求がなされた場合のために、印刷又は映像として表示することができるようにしておく必要がある(会社法施行規則第 226 条第 1 項第 17 号)。もっとも、一般的に、作成された議事録の真正を担保する等の目的で代表者印が押印されるケースが多く、電磁的記録により作成される場合にも、同様に取締役会議事録に準じた対応をすることが望ましい。

② その他社内文書

稟議書等の社内文書は、会社法文書と異なり、その全般について 2 条電子署名は求められていない。但し、一定の重要な稟議書に関してのみ電子署名を付す運用等はある。

③ 電子帳簿保存法

社内文書等のデジタル化を進める際に、税務対応として、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」という。)に留意する必要がある。特に、過去に紙で作成した文書をデジタルに取り込む「スキャナ保存制度」について使い勝手が悪いとの指摘があったが、2021 年税制改正(2022 年 1 月施行予定)において、(a)税務署の事前承認義務を撤廃、(b)受け取った書類への自署省略可、(c)訂正・削除履歴が残るクラウドサービスの利用容認等の改正が行われ、利便性が改善する予定である。

④ バーチャル株主総会

経済産業省は、2020 年 2 月に企業がハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する際の法的・実務的論点と、その具体的取扱いを明らかにした「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を策定・公表した¹⁷。「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集(案)」¹⁸24 頁以下では、本人確認(なりすまし対策を含む。)の手法が論じられており、以下のとおり整理されている。

¹⁶ 3 条電子署名の詳細については、2020 年 12 月当事務所発行 Newsletter「電子契約・電子署名の活用に関する諸問題(契約実践編)–法人間で締結される電子契約の証拠力を中心に」(<https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins14.pdf/201130.pdf>)3 頁以下参照。

¹⁷ 経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集(案)」に係る意見募集ページ(<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201223001/20201223001.html>)参照。

¹⁸ 詳しくは、経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド(別冊)実施事例集(案)」(<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201223001/20201223001-1.pdf>)参照。

- 基本的にはID・パスワード等を用いたログイン方法が相当。
- 個別の事情等に応じて、例えば、①株主に固有の情報(株主番号、郵便番号等)を複数用いること、②画面上に本人の顔と整理番号を映し出すこと等によって本人確認を行うといった運用方法も考えられる。
- 一定数以上の議決権を有する株主については、より慎重な本人確認を実施することも可能と考えられる。

なりすまし対策等に慎重を期すべきと考える場合には、二段階認証やブロックチェーンの活用といった方法を採用することも可能と考えられる。

2. 行政手続及び司法手続デジタル化

(1) 登記その他の行政手続デジタル化

ア. 行政手続全般(押印廃止)

2021年4月6日規制改革推進会議¹⁹公表の「令和3年3月31日現在の見直し方針」²⁰によれば、行政手続において15,611の押印必要手続のうち、15,493について押印を廃止し、118のみ押印が必要なものとして残したとされている。紙ベースの行政手続においては必要性が乏しい認印の押印が廃止され、使い勝手が向上したといえる。

イ. 行政手続全般(デジタル)

電子政府(e-Gov)²¹のシステムが更新され、電子証明書が必要とされる例外的な申請手続以外については、電子政府(e-Gov)におけるアカウントを作成する等の簡易な方法で申請できる範囲が拡大した²²。しかし、利便性と安全性確保の観点から、現状の取扱いは以下の通りとなっている。

- ①金融商品取引法に基づく各種届出等、税務申告等については「指定された電子証明書」を利用した電子署名の利用が必要とされる。
- ②「指定された電子証明書」は、下記の不動産登記申請手続と同様に、本人確認が厳格に行われる商業登記電子署名、公的個人認証サービス電子証明書(マイナンバーカード搭載の電子証明書)、特定認証業務電子証明書に限定される。

ウ. 商業登記に関するデジタル化

商業登記及び法人登記は、オンラインによる申請が可能とされている²³。登記申請の際は、原則として、商業登記電子証明書を利用する必要があるが、2020年以降、いわゆる事業者型電子署名の利用範囲が拡大し、これまで認印押印が認められてきた書面については、法務省が個別に承認した事業者型電子署名²⁴の利用が認め

¹⁹ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html#plan

²⁰ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/210406document01.pdf>

²¹ 行政手続全般のオンライン化については、「デジタル手続法」が根拠法令(2019年5月31日公布、2020年1月7日施行)(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/digital.html>)。デジタル行政手続の窓口はe-GOV(<https://www.e-gov.go.jp/>)。

²² <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>

²³ オンラインによる登記申請の手続の詳細は、法務省「商業・法人登記のオンライン申請について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)参照。

²⁴ 法務省の下記リンクにおいて個別に列挙されている事業者型電子署名の利用が認められる。
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

られるに至った。しかし、代表取締役交代の場合の新代表取締役の就任承諾書等、これまで実印が要求されてきた書類に利用可能な電子署名は限定的であり、利便性と安全性の両方を確保しつつ利用可能な事業者型電子署名の範囲が更に拡大されることが期待される。

エ. 不動産登記に関するデジタル化

不動産登記申請についても、所定の要件を充足すればオンライン申請は可能となっている²⁵。

しかし、利用できる電子証明書については、商業登記電子証明書、公的個人認証サービス電子証明書(マイナンバーカード搭載の電子証明書)、特定認証業務電子証明書(セコムパスポート for G-ID・司法書士電子証明書(認定認証業者が司法書士会所属の司法書士に発行する電子証明書)²⁶を含む。)に限定されている。

2021年3月30日開催の内閣府規制改革推進鍵室第9回 デジタルガバメント ワーキング・グループにおいて、商業登記申請及び不動産登記申請のデジタル化に関する議論が行われており、完全オンライン申請の利用率拡大のために使い勝手を向上する方向性が確認されている²⁷。

オ. 外為法に関するデジタル化

外為法に基づく各種届出報告はオンライン申請できる²⁸ものの、利用できる電子証明書が日銀のシステムにより発行される電子証明書に限定されている²⁹。

なお、2022年1月に、外為法オンライン申請システムをリニューアルすることが予定されている³⁰。

(2) 司法手続のデジタル化

『民事訴訟手続における①e提出(e-Filing)、②e法廷(e-Court)、③e事件管理(e-Case Management)の実現(「3つのe」)を目指す』という観点から、司法手続のデジタル化検討が進められている。

2021年2月19日、民事訴訟法(IT化関係)部会第9回会議(令和3年2月19日開催)において、「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」³¹(以下「本中間試案」という。)が取りまとめられた³²。本中間試案の概要は以下のとおりである。

① 訴状、答弁書等のオンライン提出

訴えの提起等裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについて、電子情報処理組織を用いてすることができるものとした上で、電子情報処理組織を用いてしなければならない場合について、次のいずれかの案によるものとする。

- 甲案: 本人訴訟、訴訟代理人が選任される場合の区別なく、全面的にデジタル化を義務化する案
- 乙案: 訴訟代理人が選任される場合に限り、デジタル化を義務化する案
- 丙案: デジタル化を義務化せずに書面とデジタルの任意選択とする案

²⁵ <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>

²⁶ <https://ca3.nisshiren.jp/repository/>

²⁷ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20210330/gijiroku0330.pdf>

²⁸ <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/index.htm/>

²⁹ https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/t_densi19z.pdf

³⁰ https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t_note32.htm/

³¹ <http://www.moj.go.jp/content/001342957.pdf>

³² http://www.moj.go.jp/shingi1/minji07_00178.html

② Web 会議等の導入・拡大

Web 会議で行う口頭弁論については、2019 年度からの争点整理等での試行・運用が開始されている。

③ 成りすましリスク対策について

本中間試案の補足説明³³「第2 訴えの提起、準備書面の提出(補足説明)2 インターネット提出時の本人確認の措置(試案の注1)」(19 頁以下)によれば、「民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」に基づく電子署名が必要とされており、同規則 3 条 2 項、7 条によれば、現状は認定認証業者の電子署名等の厳格な電子署名が必要との整理がされている。

しかし、中間試案補足説明 19 頁(注1)で「引き続き検討」との記載があることから今後の動向が期待される。

3. 残された課題

(1) サイバーセキュリティ対策

近時、ランサムウェア等のコンピューターウィルスにより機密情報等が詐取され金銭を要求される被害等、サイバー攻撃による被害が深刻化している³⁴。コロナ対策等に伴う在宅勤務拡大により企業のサイバー空間への依存度が高まっていること等により、これらのサイバー攻撃リスクは深刻といえる。デジタル化を進める上で、各企業は、自らのサイバーセキュリティ対策について、システムとしての防御策から役職員の教育に至るまで総点検する必要がある。また、電子署名業者についても契約等の重要なデータを預かることになるので、電子署名業者自体のサイバーセキュリティ対策も精査する必要がある。更に、契約相手方についても、電子契約を継続的に行うのであれば、サイバーセキュリティ対策を含めて包括的にデジタル化の方針を協議することが望ましい。

(2) デジタルへの信頼性向上

契約等の社外文書、社内文書、各種行政手続のデジタル化の現状を見る限り、対象文書や手続によって利用できる電子証明書が統一されていない。また、電子署名業者も様々であり、電子署名法に基づく認定制度が機能不全を起しているとの指摘もある。デジタルへの信頼性向上のためにも、デジタル庁発足によりトラストサービス全体の見直しが必要との指摘もある。例えば、2021 年 4 月 21 日開催の「トラストに関するワーキングチーム(第2回)」³⁵において、電子署名・商業登記電子署名・e シール等を含めた包括的なトラストサービスの構築が必要と指摘されている³⁶。また、2021 年 8 月 16 日、クラウド型電子署名を提供する業者により、クラウド型電子署名サービスの普及を目指す業界団体「クラウド型電子署名サービス協議会」が設立されている³⁷。

(3) 利便性の向上

デジタル化を進める企業の目線でいえば、自らが選定した電子署名業者が提供する電子署名サービスにより全ての文書・手続のデジタル化が完結することが望ましい。一方で、電子署名には 2 条電子署名から 3 条電子署

³³ <http://www.moj.go.jp/content/001342958.pdf>

³⁴ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)「情報セキュリティ 10 大脅威 2021」の解説書 36 頁以下。

<https://www.ipa.go.jp/files/000088835.pdf>

³⁵ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/trust_wt/dai2/gijisidai.html

³⁶ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/trust_wt/dai2/shiryoku4.pdf

³⁷ <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2108/16/news078.html>

名まで様々ある。押印において実印と認印を使い分けていたように、電子署名についても2条電子署名と3条電子署名を使い分ける視点が必要である。その上で、本人確認が厳格に要求される場面においては、2要素認証の活用やマイナンバーカードの併用等により、本人確認機能を強化した事業者型電子署名を活用することでユーザーの利便性を高めることが望まれる。

(4) クロスボーダー契約のデジタル化

契約デジタル化を検討する場合、まずは法的な問題点を調査しやすい国内契約から検討することが多いが、日本企業の国際化を後押しする観点からはクロスボーダー契約についてもデジタル化を進められることが望ましい。例えば、貿易業務デジタル化についてブロックチェーン技術を用いる手法も提案されており³⁸、クロスボーダー業務のデジタル化は進展するものと思われる。

しかし、クロスボーダー契約については、準拠法・裁判管轄の問題、相手方企業が属する国・法域における電子署名の扱いに関する問題等、国内契約のデジタル化に比べて追加で検討する事項が多い。問題となりそうな国・法域との契約数、当該国・法域での電子署名の浸透度等を踏まえ、最も費用対効果がよい国・法域からデジタル化を進めることが推奨されるが、今後、主要国と日本との議論が進み、クロスボーダー契約についてもデジタル化が推進することが望ましい³⁹。

4. まとめ

デジタル化については、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、在宅勤務等による働き方改革、業務効率化、企業の競争力強化等、様々なメリットが挙げられる。一方で、使い勝手の悪いデジタル化では利用されず、またサイバー攻撃や災害等に対処できる体制が構築されないと信頼されない。企業の社内外の文書、行政手続及び司法手続を含めた100%のデジタル化を実現するために、利便性と安全性のバランスのとれたデジタル化社会の構築が望まれる。

以上

³⁸ 例えば、NTT データ社は、ブロックチェーンプラットフォーム「TradeWaltz(トレードワルツ)」による貿易業務デジタル化を提案している(下記リンク参照)。

<https://www.nttdata.com/jp/ja/data-insight/2021/0308/>

³⁹ 詳しくは、宮川賢司・渡部友一郎「DXをどう生かす？契約と電子署名／海外取引における電子署名」会社法務 A2Z 2021年8月号 34頁以下参照。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 宮川 賢司 (kenji.miyagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 石黒 瑠璃 (ruri.ishiguro@amt-law.com)
 - 弁護士 一圓 健太 (kenta.ichien@amt-law.com)
 - 弁護士 望月 亮佑 (ryosuke.mochizuki@amt-law.com)
 - 弁護士 古橋 咲希 (saki.furuhashi@amt-law.com)
 - 弁護士 松本 健 (ken.mastumoto@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com